

ポスト靖国の動きと新殉国思想の登場

ネオ・リベラリズム思想による自由規制の問題に触れて

額 厚

山口大学教員

新殉国思想喚起の好機として

インド洋に派兵されていた海上自衛隊員二名の死亡が明らかになった。一人は、今年二月一四日、佐世保港から出港した護衛艦「さわかぜ」(第六二護衛隊所属)に勤務する渡邊省三海曹長(五一歳)——五月八日インド洋沿岸国入港中に死亡——であり、もう一人は補給艦「ときわ」に勤務する生井澤一孝二等海曹(四五歳)で六月八日のことであった。いずれも防衛庁のホーム・ページで明らかにされた事実だが、死亡原因はいずれも調査中とのことだ。戦闘状態は終息しているとはいえ、海外派兵中に殉職自衛官を生む結果となったのである。

もともと自衛官の殉職はこれまでに一七〇〇名を超えており、なかでも陸上自衛隊では九〇〇名以上のことである。筆者は、いまから一五日程まえに当時東部方面総監部の置かれた市ヶ谷の講堂(旧陸軍省の建物)で毎年举行されている殉職自衛官の慰霊祭の準備に追われている光景を目にする機会があったが、その年にも記憶では三〇名以上の殉職者が出ていることを知らされた。

こうした状況を踏まえつつ、現在、小泉首相の私的諮問会議として、「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」が、昨年(二〇〇一年)十二月九日に総理大臣官邸において開催され、以後月一回のペースで開かれている(第二回〓二〇〇二年二月一日、第三回〓二月二六日、第四回〓四月十一日、第五回〓五月七日)。

これには政府側から福田康夫内閣官房長官、安部晋三同副長官らが、委員として民間から山崎正和（劇作家・東亜大学学長）、今井敬（経団連会長）、坂本多加雄（國學院大学教授）、田中明彦（東京大学東洋文化研究所長）らが構成員となっている。

ここでは靖国神社のあり方に根本的な変容を迫り、場合によってはそれに代わる施設の建設も視野に入れて議論が進められている。もちろん、出席者の見解には開きが認められるが、最終的には靖国神社参拝が政治争点化する現実を回避するためには、解釈の変更程度では不十分であること、宗教法人である限り国家のために殉職する日本人の追悼の空間としては好ましくない、とする結論が据えられているようだ。

そのことは、例えば、以下のような発言の相当部分において集約されよう。すなわち、「国は、明治維新以来、国家の公権力の発動による行為に、積極、消極の如何を問わず、関与し生命を失ったすべての国民に対して、あらためて公式に追悼の意を現し、恒常的、恒久的に祈念する道義的責任を有する」（第五回「懇談会議事速報版」より）というものである。

要するに、公権力の遂行過程での生命の喪失を公式の追悼の対象と位置づけることで、人間存在の究極としての生

命を国家が実質管理し、同時的に発生するであろう国家の道義的な責任を明らかにしておくことで、「国民の生命」を管理する国家機能の重要性を強調しようとしているのである。

浮上するポスト靖国の構想

そして、この懇談会は、一つには「追悼と平和祈念を行う具体的な在り方として、新しい国の施設をつくる必要があるのではないか」とする懇談会の主旨を示した上で、「国が特定の国権の発動に伴って死没した一定の方に追悼を行う必要がある」とする懇談会での大方の合意を明らかにし、「追悼と一対のものとしての平和祈念する必要がある」（以上の引用も同右）との大体的結論を披瀝する。つまり、追悼と平和をワンセットとして提起し、平和祈念の延長上において追悼行為を国家の道義的責任において再定義しようとしているのである。

同時に、ここで論じられているのは靖国神社に代わる新たな追悼施設の構想である。懇談会の全体を覆う認識には、靖国神社が事あるごとに政治争点化する現実こそ、以上の意味での追悼の場として必ずしも適当ではなく、また、その歴史性および宗教性の問題が克服不可能であ

る以上、代替施設の建設は早晚具体化せざるを得ない、とする判断がうかがえる。

— 実際、靖国神社を国家管理とするためには宗教性を排除する必要があるが、それは宗教法人である靖国神社の存在自体を正面から否定することになり、困難とする見解が繰り返し提起されている。また、靖国神社の歴史性を踏まえれば、平和を祈念する場としても、少なくとも次世代の国民に広く認知される可能性は乏しいと認めざるを得ないのである。

そこには、委員の一人が「新しい今の日本国民の公共性を代表する施設が必要だと思う」（同右）とストレートに語ってみせたように、国家に殉ずる者への追悼行為に正統性を与えるためには、歴史性や宗教性から解放された「公共性」を前面に押し出す以外方法はない、とする論理の展開を用意しているように思われる。靖国神社を媒介にして戦前から連綿として受け継がれてきた思想が殉国思想だとすれば、「公共性」の論理や思想こそ、新殉国思想と見なしておかなくてはならない。

そこでは、追悼行為と平和祈念を一体化あるいは一对と捉えることで、次世代の多くの国民を対象とし、最終的には「戦争の勝利」のためではなく、「平和の確保」のためにこそ生命の投入が合理化されるのである。つまり、それ

は軍国主義思想に彩られた旧思想から、作為された平和思想を隠れ蓑とする新たな殉国思想としての登場といえよう。

慰霊公園建設計画の向こうにあるもの

ポスト靖国としての動きは、すでに始まっている。防衛庁は、昨年八月現在の市ヶ谷に新築移転した防衛庁の敷地内に「殉職者慰霊碑」を中心に、追悼式や外国要人らの献花が挙行可能な施設を整備することを発表し、今年度の予算に整備費約六億円を盛り込むことに成功している。防衛庁幹部が強調するところによると、「これまで光が当たらなかった殉職者が対象で、靖国神社や国立墓苑構想とは別物」（共同通信 二〇〇一年八月一九日）のようだ。

もちろん、防衛庁のこうした動きや先述した懇談会の開催などには、靖国神社をあくまで戦没者追悼の中心的施設として位置づける立場にある人たちから反発があり、現に日本会議メンバーの政府への牽制も顕著である。これに対し、政府は靖国神社公式参拝が憲法違反でないことを繰り返すにとどまっている。

しかしここで明らかにしておきたいことは、自衛隊の海外派兵がPKFの凍結解除によって弾みがつき、さらに周

辺事態法や対テロ特措法の成立によって海外派兵体制の恒常化が図られ、今回においては有事関連三法案の国会上程という動きのなかで、この国が真正正銘の戦争国家へと着実に歩を進めている現実との絡みだ。戦争国家は当然ながら、戦死を想定した対応策を練るところとなり、戦死Ⅱ殉死への制度的かつイデオロギー的な公式化が求められるところとなる。

その場合、当面、靖国神社は戦死者Ⅱ殉職者を英霊として合祀する手立てを講じるだろうが、それは、戦争国家の兵士として派兵される戦後世代にとって、その歴史性と宗教性の理由から容認するとは必ずしもならないことを、すでに公権力は気づき始めているのである。公権力は、常に政治争点化する場を、安定した慰霊の場——新たな軍事主義の受容可能な空間——に設定する準備に着手しているのである。

そこでは旧来型の靖国思想に安直に乗りかかることなく、また、旧態依然たる天皇制イデオロギーにのみ寄りかかるのではなく、より洗練された形での新たなイデオロギーの創出が意図されているよう。もちろん、靖国思想に「旧」および「新」を冠しようが、なぜ、国のために死ぬ者を、追悼の対象にするべきかの問題は残る。どのような口実を設けようと国家Ⅱ公権力が追悼の場所を設定することの意

味は、絶えず政治的な思惑の交差する中で、「国民国家日本」の再定義を強行し、国家主義思想を教化すること、つまり「国民国家日本」に適合する「日本国民」を再生産することにある。

ここでは、宗教性と歴史性の課題を克服できないとして、靖国神社に代わる施設をどのような形で建設しようとも、いやむしろそのような課題を最初から棄て切った施設ならば、別種の意味において純化された国家主義思想の創造には格好の機会となりうるのである。その意味で、靖国神社に代わる国立戦没者墓苑建立案を提案する政党にとって、表向き反戦平和のスローガンを掲げようが、基本的には殉職思想そのものへの内在的な批判精神を逞しくしていかないかぎり、しよせん形を変えた殉国思想の教化に手を貸す結果となるのである。同時に国家死の思想を現代風にアレンジしつつ、次の戦死をケアする準備をなそうとする国家と「国民」の有り様に正面から批判の矢を放とうとしないならば、反戦の思想として運動の質をうち固めていくことが、どれほど可能か疑問と言わざるを得ない。

きわめて重要な視点ゆえに繰り返しておくが、靖国神社の是非をめぐる議論のなかで、充分に論じられてこなかったのは、同神社がかつての日本が誤った戦争や侵略戦争を遂行し、それに関わった人々を合祀する神社だから否定さ

れるのか、という問題である。その論理で言えば、反対に防衛戦争や正しい戦争であれば靖国神社は肯定されるのか、ということになってしまふ。そうではないであらう。我々が靖国神社を問題にするのは、国家のために死ぬる国民を再生産するシステムや思想そのものを糾弾し、そのシステムの思想的背景をなす天皇制という政治装置の機能への異議申し立てをなすべきだと考えるからである。

ポスト靖国の議論の向こうには、侵略戦争との関わりさえ断った施設であれば、国家による追悼と慰霊の場は不可欠だと短絡してしまふ考えが依然として有力である。それゆえ、このような限界性への告発をも同時的に行つていかなければ、結局は、ポスト靖国および新殉国思想のなかに絡め取られてしまふことは必至であらう。国家は死者の管理および慰霊と顕彰の行為の主体者として振る舞うことで、常に戦争の主体者であり続けようとし、そのことが国家の究極的かつ原点的な役割だと公言しているのだ。反戦平和の思想や運動とは、国家が資本の代弁者として戦争発動へむかう途を阻む営みだけでなく、同時に国家が公言するそのような役割を解除し、そうした行為自体を日常的に阻む闘いとしてあるべきだ。

それは国家そのものの役割期待の再検証に通ずる視座であり、そのような視座なくして反戦平和の運動も思想も、

形式的なレベルを脱することは不可能であらう。これを逆から言えば、国家による死者の管理、あるいは国家による殉職者の追悼と慰霊の行為による「国民」の再生産のシステムへの異議申し立てによる私たち自身の「生」と「死」の取り戻しという内実を伴わなければ、これからの反戦平和の思想と運動は力を持ち得ないのではないか、ということである。そのことは、同時に現行の反戦平和を訴える諸政党や諸グループの質をも問うことにもなる。

ネオ・リベラリズム思想の普及のなかで

そのような観点から、現在国家によつて意図されている殉国思想を新靖国思想と呼んでおくならば、それは一九九六年の橋本行革を起点として公権力の国民新統合イデオロギーとして流布されてきた新自由主義（ネオ・リベラリズム）の一環として捉えられるべきではないか、と私は考えている。

その特徴は、市場主義の導入と軍事的再編の二本立てからなり、ポスト冷戦時代のグローバリゼーションの加速化と日本のポストバブル不況のなかで進行しているものである。一九三〇年代の恐慌時代にあったアメリカでは、資本が労働者への懐柔と操作の手法の一環として、一定の上限

を設定した「自由」が労働者に与えられ、その結果労働者および労働運動そのものが体制内化されていった歴史が刻まれていった。その規制された「自由」を投げ与えられることよって、結局は公権力によって保証された「自由主義」をリベラリズムと呼称し、資本が国家を媒介に労働者を支配・抑圧する手法として頻繁に採用されることになったのである。

最も古典的なりベラリズムとしては、「意見と同じくらしい行為も自由であるべきだとは、だれも主張しない」と言い放ったジョン・スチュアート・ミルの言葉に代表されるように、表現の自由と引き替えに行為の制約を要求するイデオロギーを示す。さらに、「意思の自由」(カント)を保証する代わりに、実践的かつ具体的な自由への踏み出しを抑制する傾向を特徴としてきた。要するに、「古典的」であれ「ネオ」であれ、リベラリズムとは資本と労働の支配・従属関係を補強するイデオロギーとしてあり、「自由」の幻想性のなかで労働者を一層狡猾に搾取・抑圧する手法なのである。

今日、再び流布されてきたリベラリズムは、まさしくグローバル化のなかで、一國主義的な資本と労働の関係を、多国籍化著しい資本が国境を越えて労働(者)を統制・動員・管理していくシステムとイデオロギーとし

て機能させようとするところに特徴がある。それを敢えてネオ・リベラリズムというならば、この国においても、政策次元では「構造改革」「規制緩和」「地方分権」などの大合唱のなかで、従来の「土建屋政治」「談合政治」「利益誘導型政治」を資本の強い要請によって解消しようとの試みが、さまざまな体制内「抵抗勢力」を排除していく形で強行されているのである。

そこでの最大の狙いは、経済的活動や消費行動の自由の拡大を奨励する一方で、それ以外の行為における自由への厳格な制限・管理・統制を強行し、自由を個人の内面、つまり、「内面の自由」のレベルに封じ込めることにある。それを、資本が生き残るための「保守革命」あるいは「資本主義革命」とさえ呼称する議論も出てくる始末である。

そこから「保守革命」の推進によるグローバル資本主義の展開を展望しつつ、旧体制のシャッフル(破壊)とリストラ(再構築)というレトリックに世論が誘導される現実があり、実際に「小泉人気」と「石原慎太郎首相期待論」が登場する背景がある。しかし、それは既存の政治体制への民衆の不満を吸収しつつ、同時に新保守体制のなかに民衆を動員していく新たな政治システムの構築でしかない。

それは民衆によって「支持」される形式を踏まえながら、国家が民衆を監視するための手立てとして、「メディア三

法案」に典型的に示されたように、国家の公権力による人権の保護を謳うという格好を好んで採用するところとなる。言うまでもないことだが、個人の自由を奪う可能性を秘める公権力に、人権や自由の保護や安全を委ねられる、と考えるのは間違っている。

自由の収奪と「安全」の押しつけ

じつは、このような国家の新たな振る舞いは、今回は継続審議となったが、有事法制関連三法案にも通底している。すなわち、同法案の総括法である武力攻撃事態法案の正式名称が「武力攻撃事態におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」であるように、いまや国家は自由の収奪をメディア規制法など数多くの法律によって重層的に整備する一方で、「平和」や「安全」をキーワードにしつつ、「安全」か「自由」かの二者択一をテロの脅威などを口実に迫るのである。その結果として、多くの民衆が、最終的には「安全」との引き替えに「自由」を国家に譲り渡す状況にある。

本来、「安全」とはその共同管理による自立性を維持しながら自由と両立させる思想のはずだが、国家は自由と安全を対極に設定することで自由を公然と収奪しようとして

いるのである。これは、まさしくナチス・ドイツの政治手法と同質である。ナチス・ドイツを知る社会学者であったエーリッヒ・フロムは、そのような状態を『自由からの逃走』(Escape from Freedom)と題する著作で活写してみせた。

「武力攻撃事態法案」が提出された折り、「国民を脅威から護り、安全を確保する」という表向きの説明が繰り返され、小泉首相は「備えあれば憂いなし」なる言葉を多用した。ここでナチス・ドイツの民衆支配と統合の手法を想起してほしい。一九三三年一月、政権の座に就いたヒトラーは国会放火事件を引き起こし、約一〇万人に及ぶ政敵を保護検束したが、それを実行するにあたり出された法律名が、「国民および国家の保護のための共和国大統領命令」(通称、「国会炎上命令」)であったことや、同年三月三日、ヒトラーの独裁権を確立する「授権法」の正式名称が、「国民と国家の困難を除去するための大統領命令」であった。いまや「国民保護」「自由」「平和」「安全」などの用語が、国家権力の正統性を担保する用語として、恣意的に解釈され、民衆の管理・統制・動員のためのスローガンとして位置づけられるに至っている。

有事法制関連三法案は、次回には民主党をも抱きこんだ形で、一部修正を施したニューバージョンで再登場してく

るはずだ。その時には、対米支援に関する規定と同時に、平和や安全、さらには人権などの用語が、「国民の保護」の名の下に盛り込まれることになる。それで、そのような有事法制関連三法案やメディア規制法案など、一連の軍事法制なり市民監視法なりに共通する国家のスタンスのなかで、特に注意を向けおくべきは、自由の剥奪の巧妙な手法と同時に、「安全」の押しつけという問題である。

つまり、そこには「安全」(セキユリティー)思想の変容が顕著であり、本来的に言えば、保証という意味での「安全」から、治安という意味での「安全」を自由との引き替えに強要するに至っていることだ。国家は治安を前面に突き出し、そこにおいて「安全」を保証する暴力装置としての軍事力あるいは警察力の活用を全面的に展開してみせようとしているのである。

国家や資本にとつての「安全」を「国民」総体の「安全」とするすり替え、そして、「安全」思想を押しつけ、その結果として軍事力使用への同意を調達する手法は、一連の有事法制整備の過程で露骨なまでに繰り返された。軍事力や警察力による「安全」の獲得という倒錯した意識の拡散する現状こそが、有事法制関連三法案やメディア規制三法案への批判的視座を十分に確立できない、この国の民衆意識の危うさと同時に、いわばそのような民衆意識の間隙を

利用して一気呵成に軍事法制を整備しようとする国家の企みに気づくべきときであろう。その意味で有事法制は対米支援法という側面と同時に、国内治安対策法としての側面をも色濃く兼ね備えた法案と見ておこななくてはならない。

このように見てくると、今日国家の側のスタンスは、私たちの意識変容を十分に察知する一方で、新たな国民統合のためのイデオロギーを準備しており、可能な限り政治争点を回避することで国家の新たな役割期待を受容し、さらにはこれを積極的に同意または支持する「国民」づくり

に懸命となっていることが知れる。

やや繰り返しとなるが、そのような国家の企ては旧来型の国家像さえ投げ捨てて、新たな国民統合の手法を用いて動揺する国家からふたたび堅固な国家へと転換し、そのような国家によつて多国籍化著しい資本が国際資本主義の争奪のなかで最終的には国家によつて庇護される体制を再構築するという戦略が透けてみえてくるのである。

そのような過程で生起するであろう戦争の発動に耐える「国民」づくりと、戦争による犠牲を美化していく施設の建設、それを積極的に評価づけしていくイデオロギーの準備は、全体として軌を一にしている。それこそが、この国の現状そのものと言えよう。

それゆえ、ポスト靖国と新殉国思想の展開は、資本の生

き残りの砦としての国家を補強することに目的が置かれて
 いるのであって、決して民衆一人ひとりの安全や人権、そ
 れに平和を保証するものではない。そこから国家のために
 戦死を強要されることは、資本のための犠牲、換言すれば
 “人柱”となることを受け入れることに等しい。国家は現
 在、“人柱”をケアするために恩給法や戦傷者戦没者
 遺族等援護法の改訂をもくろんでいるが、これらの法的措
 置もまた、喜んで戦死する“人柱”としての「国民」を生
 産していくための便法としてあるのである。

国家や資本のために二度と“人柱”とされない、なら
 ないための反戦平和運動の質そのものが、現在繰り返し問
 われてもいるのである。 (こうけつ あつし)

『飛磔』にのった
 瀬瀬さんの論文

『飛磔24』

「危機管理・有事態勢国家の新展開

——全貌を現した支配権力の危険な企み」

『飛磔28』

「露呈する保守支配層の危険な戦略」

『飛磔32』

「小泉政権の本質と『靖国』参拝問題」

*注文は 078・672・5601

ついで書房まで